

鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例

鮫川村は、豊かな自然環境に恵まれ、そこに生きる動植物と共に四季の移ろいを暦とし、自然の調和を大切にきた格調の高いふるさとの歴史を重ねてきた地域である。この恵まれた自然環境は、そこに生息する野生動植物等（以下「野生生物」という。）の生物多様性に支えられた生態系の豊かさに起因する。

しかし近年では、人々の様々な社会・経済活動によって、人と自然の良好な生態学的関係が変化してきたことにより、中には絶滅が懸念される希少な野生生物も存在するようになってきた。

このような状況から、希少な野生生物の保護は鮫川村の自然環境全体の維持にもつながり、ひいては私たちが真に健康で快適な暮らしを享受するための基本であることを深く認識し、希少な野生生物の保護を通じて持続可能な生態系を構築し、それを将来へ継承保護していくことを目指してこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、村内に生息し、又は生育する希少な野生生物の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、村民共有の貴重な財産である良好な自然環境を次代に継承することにより、現在及び未来の村民の健康で文化的な生活を確保するとともに、良好な関係人口の創出を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「希少野生動植物」とは、村内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、当該亜種又は変種とする。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下、希少生物という。）をいう。

- (1) その種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
 - (2) その種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
 - (3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
 - (4) その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情にあるもの
- 2 この条例において「指定希少野生動植物」とは、第10条の規定により指定された希少生物をいう。
- 3 この条例において「村民」とは、村民、滞在者及び旅行者をいう。
- 4 この条例において「民間団体」とは、村内において野生生物の保護を図るために活動を行う民間の団体をいう。

（村の責務）

第3条 村は、生物多様性がもたらす恵みの重要性を認識し、野生生物が置かれている現状を常に把握するとともに、希少生物の総合的な保護施策の推進を図るものとする。

- 2 村は、希少生物の保護に関する施策の実施に当たっては、その保護に熱意を有する村民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「村民等」という。）と協働して取り組むものとする。
- 3 村は、希少生物の保護の必要性について、村民等の理解を深めるため、普及啓発等適切な措置を講ずるものとする。

4 村は、地域の開発及び整備その他の希少生物の保護に影響を及ぼすおそれのある施策の計画及び実施に当たっては、希少生物の生息又は生育環境の悪化を防止することに努めなければならない。

(村民の責務)

第4条 村民は、生物多様性がもたらす恵みの重要性を認識し、希少生物の保護に努めるとともに、村が実施する希少生物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、生物多様性がもたらす恵みの重要性を認識し、その事業活動を行うに当たっては、希少生物の生息又は生育の環境の悪化の防止に努めるとともに、村が実施する希少生物の保護に関する活動に協力するよう努めなければならない。

(民間団体の責務)

第6条 民間団体は、生物多様性がもたらす恵みの重要性を認識し、その活動を行うに当たっては、村が実施する希少生物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国、県、村民等との連携)

第7条 村は、この条例の施行に関し、国や県及び村民等と密接な連携を図るとともに、これらが実施する希少生物の保護に関する活動について、必要な協力を行うものとする。

(地域開発等における配慮)

第8条 地域の開発及び整備その他の希少生物の生息又は生育の環境に影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする者は、希少生物の保護について配慮しなければならない。

(財産権の尊重等)

第9条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、村民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに村土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(希少生物の指定)

第10条 村において特に保護を必要とする希少生物として、次のものを指定する。

- (1) スナヤツメ
- (2) ホトケドジョウ
- (3) ギバチ
- (4) キンブナ
- (5) ゲンゴロウ

(生息地等保護区の指定)

第11条 村長は、前条に規定する希少生物（以下「指定希少生物」という。）の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地及びこれらと一体的に保護を必要とする区域を生息地等保護区として指定することができる。

(土地の所有者等の義務)

第12条 前条に規定する生息地等保護区内にある土地を所有し、又は管理をする者は、その土地の利用に当たっては、指定希少生物の保護に留意しなければならない。

2 村長は、指定希少生物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少生物の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

(村民等の活動の支援)

第13条 村は、指定希少生物の保護に関し、その保護に熱意を有する村民等や他の地方公共団体等と協働して取り組むため、これらの者が行う指定希少生物の保護に関する活動を促進するために必要な情報の提供、助言その他の支援措置を講ずるものとする。

(捕獲等の禁止)

第14条 指定希少生物の個体等は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第16条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(譲渡し等の禁止)

第15条 前条の規定に違反して捕獲等をされた指定希少生物の個体等又はこれらの加工品であって規則で定めるものは、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。

(捕獲等の許可)

第16条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少生物の個体等の捕獲等しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。ただし、村教育委員会が行う学校教育活動についてはこの限りではない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、村長に許可の申請をしなければならない。

3 村長は、前項の申請に係る捕獲等について、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。
- (2) 捕獲等によって指定希少生物の保護に支障を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合に該当すること。
- (3) 捕獲等をする者が適当な飼養又は栽培のための施設（以下「飼養栽培施設」という。）を有していないことその他の事由により捕獲等に係る個体等を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 村長は、第1項の許可をする場合において、指定希少生物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5 村長は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が法人である場合又はその許可に係る捕獲等に他人を従事させる場合は、規則で定めるところにより、村長に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

7 第1項の許可を受けた者は、その者又は前項の捕獲等に従事する者が第5項の許可証又は前項の従事者証を亡失し、又は滅失したときは、規則で定めるところにより、村長に申請をして、再交付を受けることができる。

8 第1項の許可を受けた者又は第6項の捕獲等に従事する者は、捕獲等を実施するときは、第5項の許可証又は第6項の従事者証を携帯しなければならない。

9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体等を飼養し、又は栽培

する場合は、適当な飼養栽培施設にて実施するなど、その他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第17条 村長は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少生物の保護のため必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう命ずることができる。

2 村長は、前条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例による処分に違反した場合において、指定希少生物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第18条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、第16条第1項の許可を受けた者に対し、指定希少生物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少生物の個体等の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、指定希少生物の個体等、飼養栽培施設、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(希少生物保護専門員)

第19条 村長は、希少生物の保護に熱意と識見を有する者のうちから、その保護に関し必要な啓発、調査、助言等を行う希少生物保護専門員を委嘱することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。